

平成25年3月11日（月曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	阿部清	委員	4番	後藤健一郎	委員
5番	太田芳彦	委員	6番	國井輝明	委員
7番	沖津一博	委員	8番	工藤吉雄	委員
9番	杉沼孝司	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	木村寿太郎	委員
13番	新宮征一	委員	15番	内藤明	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	鴨田俊廣	委員			

○欠席委員（2名）

3番	遠藤智与子	委員	14番	佐藤良一	委員
----	-------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	犬飼一好	総務課長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長補佐
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 （兼）会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

予算特別委員会議事日程第3号
平成24年3月11日（月曜日）

第1回定例会
本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 9号 平成25年度寒河江市一般会計予算
- 日程第 2 議第10号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 議第11号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第 4 議第12号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議第13号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議第14号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議第15号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議第16号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- 日程第 9 議第17号 平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算
- 日程第10 議第18号 平成25年度寒河江市立病院事業会計予算
- 日程第11 議第19号 平成25年度寒河江市水道事業会計予算
- 日程第12 議案説明
- 日程第13 質疑
- 日程第14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前11時35分

- 内藤 明委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 内藤 明委員長 日程第1、議第9号から日程第11、議第19号までの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○内藤 明委員長 日程第12、議案説明であります。

お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○内藤 明委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いをいたします。

初めに、議第9号の質疑に入ります。

議第9号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページ数でいきますと、20、21ページになりますが、12款の1項5目土木使用料、これについてちょっとお尋ねをいたします。

この3節の市営住宅使用料3,330万円が計上されております。昨年9月の決算委員会のときにも申しあげたんですが、いわゆる市営住宅の未納者がいる状況が見えてきたんですね。昨年の23年度の決算では、118万何がし、約120万円が収入未済額で決算されておりました。そのときも状況を聞いたところでありましたけれども、収入が当初よりも減ってきたんで、家賃が滞っているというような答弁だったというふうに記憶しておりますけれども、今回のこの3,330万円の内容ですね。いわゆる25年度に発生するものが幾らで、それから24年度、まあ24年度はまだ閉めていませんので、正確な数字は出てこないと思いますけれども、24年度でいわゆる収入未済額で処理しなければならない金額がどのくらいあるのか。それから、23年以前の何年かにわたって家賃が滞納されている方がおられるのかどうか、その辺の年度ごとの数字を教えてください。

○内藤 明委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 申しわけございません。年度ごとの資料についてはちょっと今持ち合わせてございませんので、ちょっと今お答えする資料が手元にございません。

ただ、議員御指摘ありましたやっぱり過年度の分につきまして、昨年度の決算で120万円ほどあったのは事実でございます。その分について削減に向けて努力しておるわけでございますけれども、一部滞納者についてまだ現存しておりまして、保証人も含めて私どものほうで一応滞納整理のための訪問なり呼び出しなりをしているわけでございますけれども、改善している方もございますけれども、そうでない方もいらっしゃるの事実で、年度末決算に向けて今努力しているところでございまして、数字的などところについては今手元の資料がございませんので、ちょっとお答えできないので、申しわけございませんけれども、よろしく申し上げます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 年度別に明細にということのを要望したんですけれども、資料がないということでありました。ただ、過年度分も含んでいるということは間違いのないようですね、今の答弁

ですとね。したがって、昨年の9月の決算審査のときにも申しあげたんですが、複数年度にわたって市営住宅の家賃を滞納している。これは、私は非常に公平性を欠くものではないかなというふうに、非常に憤りを感じます。

というのは、以前私も市営住宅の入居者選考委員も経験してまいりました。非常に市営住宅の需要が多くて、二十数倍から30倍程度もの入居申し込みがあって、その中から1人、2人を選考するという、非常に厳しい内容でありました。これは、現在もそういうふうな状況が続いているように伺っていますけれども、5回も6回も申し込んでもなかなか入居することができない、そういう方もかなりおられるんですね。そうしたときに、民間の家賃であればもう2年も滞納なんていえば、これは即退去ですよ。すぐ退去、そういうふうな事態に至ると思うんですね。

したがって、公営住宅の場合は当然住宅困窮者に対して市のほうで支援しようという、一般の民間の業者とは違うものがあるわけですが、その不公平さというのがここで浮き彫りになってくるんですね。先ほど申しあげましたように、何回申し込んでも入居できない人もいます。そして、収入が減ったから家賃が納められない、公営住宅だからそれをそのまま放っておくというのは、私は非常に問題だと。

そして、前回というか9月の議会でも申しあげたんですが、入居する場合には保証人というのを付ける条件になっているはずなんですね。当然本人が払えなければ、保証人のほうにこれは債務が回っていくのが普通なんです、日本の今の社会からいった場合。これは絶対許されるべきものではない。保証人はそれだけの価値があるというものを、保証人としての資格に適合しているということで保証人を立てているわけですから、これは当然保証人のほうに請求をして、即払ってもらう。それでも払えないとすれば、当然待っている人がいっぱいいるわけですから、これは非常に厳しいかも知れませんが、公の住宅だからそれでいいという状況は、放っておけないと思います。

ぜひ、ひとつ今年度の3,330万円、これは満額決済になるように努力していただきたい。そして、前回の場合ですと収入未済額ということで計上されましたけれども、ややもするとこれが不納欠損額で処理されるなんていうことがあった場合に、これは大変な問題になりますので、その辺についてどのようにお考えなのかお願いいたします。特に保証人に対する対応の仕方、その辺も含めてお願いします。

○内藤 明委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 入居者の申し込みにつきましては、現在のところ状況としましては最大で3回目の方というのが、前回の入居者審査委員会でありましたけれども、その方は一応入ったということで、現段階だと2回目の申し込みという方で、一番残って入居できない方というふうな状況でございます。ということで、数字的には3回申し込んだ方については、現段階では入っている状況かなというふうには思っているところでございますけれども。ただ、施設によって若干入居の倍率については違いますけれども、高田団地についてはちょっと高い、ひがし団地についてはちょっと少な目、あるいはぎりぎりというような状況などもあるようなことでございます。

あと保証人でございますけれども、私どものほうで保証人の方に対して文書で催告したり、あるいは本人に直接電話等で「あなたが保証している方について、滞納があるのでぜひ督促等含めて対応してほしい」ということでやってはいるわけですがございますけれども、中にはちょっと保証人の方も大変な状況にあるというふうな方もおまして、事例としてそういう実態があるのも事実であ

りますけれども、議員おっしゃるとおり長年滞納して入居している方についての対処の仕方については今後十分私どものほうもこれから対応を検討しながら、現場のほうでよりよく実施できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 申し込み回数が何回も申し込んでもなかなか入れないというのは、先ほど私は1つの質問の中で、言葉の中で申しあげたんであって、それは2回目だからとか3回目だから、そういうことではないんです、問題は。ところが今の答弁ですと、保証人もそういうふうな状況、じゃあどうするかという問題なんですね。その保証人をつけた段階で、保証人としての資格があるのかと、その辺まできちっと調べるといふか、そういうふうな確たるものをつかんだ上で保証人として「この人で結構ですよ」といふふうになっているのか。保証人をつける段階での審査なんかはやっているのかどうか。

それから、保証人もそういうふうな状態だからといって、先ほども申しあげましたけれども、入りたい人がいっぱいいるわけですよ。これは、本当に公金を使ってやっている。家賃も民間から見れば比較的安く、比較的というよりも極端に安く設定されているわけですから、これは公金を使ってこの事業をやるからには、やっぱり不公平・不公正感というものは、これはどんなことがあっても排除しておかないと、待機している人なんかは非常に憤っていると思いますよ、こういう状態がわかった場合。その辺についていかがですか。

○内藤 明委員長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 保証人につきましては、保証人の仕事の状況とかそういうものも含めまして、当然私どものほうも保証人としての資格が大丈夫かということについては審査させていただいていますけれども、ちょっと私のほうで先ほど申した事案については、途中で、当初についてはその資格が十分あったわけでございますけれども、その後ちょっとやっぱり状況の変化で、私どものほうで実際入居して滞納している方についての督促という形で保証人のほうに督促等を含めまして調査等々したところ、そういう実態の方がいたというふうなことでございまして、実際に入居する際の時点での保証人の調査というふうなことについては、職業とか所在地とかあるいは滞納とかも含めまして調査をしながら、保証人としての資格があることについては審査して、適格であるというふうなことを認定して実施しているところでございます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 今の説明でおよその状況はわかりましたけれども、いわゆる問題は入居する段階での御本人の所得、あるいは保証人の所得、あるいは財産というものを精査して、そういうふうな入居を許可するというふうな形になっていると思うんですが、私はその後追いがなされているのかどうかですね。一旦入居してしまうという、収入が減ろうとふえようとそのままの状態ではいられるのか。その収入の状況や何かは後追い調査なさっているんですか。

○内藤 明委員長 建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 家賃の問題もございますので、毎年収入の調査については実施しているところでございます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 ここでこれ以上議論しても、なかなかというよりも解決できる問題ではありません

ので、ぜひひとつ担当のほうでは電話での折衝ではなくして、直接行って「非常にこれは重大な問題だ」というものを意識してもらって、適正な対応をしていただきたい。そして、満額未済額が出ないように努力していただきたいということを申しあげて、終わります。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 46、47ページ、総務費の総務管理費、財産管理費を見ているんですが、クアパークののり面が今回も7款で予算計上になっているんですね。前にも指摘をしながら、お願いをしておるんですが、のり面の土地を10年間で分割して、今市で開発公社から買い求めているわけでありませけれども、そもそもあの土地は国などに買ってもらうという土地なわけですね。

そうしますというと、やっぱりあの土地1億円の部分は普通財産というふうなことで、2款で買っておくべきだというふうに私は思うんです。何回も、決算の際も指摘をしておるんですが、7款からというといかにもそっちのほうで予算は1,000万円、毎年その事業に出ているような形には予算上見えますけれども、何回も確認しているとおりあの土地は国から買ってもらう方向で進んでいます。けれども、なかなか大変ですというふうな言い方はされますけれども、したがって私は2款に計上すべきだというふうにこれまでも申しあげ、検討したいというふうに言われておるわけですので、今回も7款になっているんで、どういう検討がされているんだかね。やっぱり全体買い求めたときには、7款でするよりも、よそに売るというふうなことであれば普通財産になるんであるというふうに思いますので、2款が妥当だというふうに改めて申しあげながら、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、クアパークの件についてお答え申し上げます。

この件につきましては、議員がおっしゃるようにこれまで何度か議論になった案件でございます。これも前回の答弁とダブるところが出てきますが、2款に持っていったときにも企業誘致推進費に予算を持ちまして、クアパークにつきましては一連の事業を推進してきたところでございます。当然現在ののり面になっているところにも、その予算を使いながら整備をしてきたところでございますが、機構改革によりまして企業誘致推進室が商工の7款のほうに行ったところで、予算も7款のほうに移したところでございます。

市の事務分掌につきましても、クアパーク事業につきましては企業誘致推進室の業務として載っているところでございます。予算のつくり方、予算の置き方としましては、担当する課に予算をつけるのが適当であろうというようなことで、今回も大分検討させていただいたんですが、そういうふうな考え方でこういうことにさせていただいたところでございます。

現在も企業誘致推進室のほうで、公社からの買い取りとか国土交通省への情報収集とかをやっているところでございますので、7款に置くのが適当かなというようなことで、処理させていただきました。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 そのことについては、私の考えは何回も同じことを申しあげますけれども、そういう考えです。したがって、ぜひこの2款の中の2の1の5の公有財産の所得というふうなことだ
ってできないわけでないわけでありますから、ぜひそういうふうな形で引き続き検討を求めたい
と思います。

それから、いっぱいあるんで、というのはソフト部分で委託費でもらっているやつがいっぱいあ
ります。ただ、委託費も業務委託でさまざまな、例えば管理業務であるとか設計委託業務などとい
うのがいろいろありますけれども、そうでなくてこの前一般質問でも申しあげましたように、さま
ざまな事業を進める上でのソフト面の、そして行政とそれからそういうコンサルとそれから企業な
どと一緒にやる部分のものが、いっぱい25年度にもずっと向こうにあります。したがって、
こういう部分については特別委員会でもなくてもいいです。それぞれの分科会の中で予算を審査する
際には、丁寧に説明をしていただきたい。

もちろん、きょうもありましたけれども、特別委員会も「本会議での説明を受けていますので」
となるので、説明を省略して質疑に入っています。これもまた、分科会も同じように「本会議、特
別委員会で提案理由の説明を受けていますので」というふうになっていくというと、中身の理解が
不十分なままに議会審議が進んでいっているということ、ここ二、三年の議会の審議状況も私自身
反省をしています。

したがって、各分科会での説明に当たっては、当局からはやっぱり丁寧に中身を説明をしてい
だきたい。議会の日程は十分に審議日程取ってありますので、ぜひそういうふうをお願いをしたい
と思いますが、このことについて市長の提案者としての見解をお聞かせをまずいただきたいと思
います。

○内藤 明委員長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 ただいま委員のほうからお話がありました分科会の中での説明というふうなこ
とにつきましては、それぞれの分科会のほうで担当の課長等が説明してきたわけですが、そ
れに基づいて質疑というふうな形の中で答弁というふうな形で対応しているというふうな形が、こ
れまでの状況でございます。今委員がおっしゃいましたより詳しくというふうな部分については、
その分科会の中で詳しく説明する部分について、例えば今おっしゃいました委託費の関係とか工事
の関係とか、そういったものに関してはより詳しく説明するというふうな形で対応したいというふ
うに思います。

○内藤 明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 それで、今当局からそういうふうに分科会での審査に当たっては、より詳しく丁寧
に説明をしたいという見解が示されました。したがって予算特別委員長にもお願いをしておきたい
んですが、各分科会の分科会委員長にも、そういうふうな形で分科会運営をするように、特別委員
長からも後で結構ですから要請というか、そういうことをしておいていただきたいというふうにお
願いをしておきます。

○内藤 明委員長 わかりました。

ほかに、第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この際、暫時休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○内藤 明委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 ページで言うと92、93ページ、3款3項の2目扶助費についてお伺いいたします。

こちらのほうに入っております生活保護扶助等事業についてお伺いいたしますが、昨年の24年度の予算書と比べますと、こちらのほうが予算として3,300万円ほどふえております。そちらのほうで、どれくらいの要は世帯数とか人数がふえることを見越してのこの予算かということと、あと、寒河江市の場合、生活保護を受けている方は非常に少数だと思うんですが、この金額の内訳を大別すると医療費と生活費というふうなことになると思うんですが、そちらのほうをお教えてください。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 確かに、24年度と比べますと3,270万5,000円ほど多く計上しておりますが、これは御案内のとおり生活保護は8つほどの扶助費がありますが、今回1億6,449万2,000円の扶助費ですが、この大半は医療扶助でありまして、額にして9,400万円ほどです。世帯数をどういうふうに見ているかということでございますが、予算では66世帯、78人ということで見ています。なお24年度は60世帯、70人で、予算の積算はそのようにしております。

生活扶助ですが、1億6,449万2,000円のうち3,441万6,000円ということで計上しております。これは1年間でございますので、先ほど申しあげた人数で割りますと一月1人当たり3万6,769円で積算しているところであります。以上です。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 生活保護の関係でありますけれども、これまでも何回か議論してきているんですが、確かに生活困窮者を救済をしていくというのはわかるんですけども、自立できる形にどうしたほうがいいのか、本当に大変になってから給付をしてなかなか立ち上がれないということと、大変になりかかったときに給付をして自立をさせるというふうなことと、お金の使い方はいろいろあるんだというふうに思うんですね。そういうふうな中で、24年度というかこれまで自立に向けてどういう実績があるのか、それから25年度もそういう視点に立ってやっぱり対応されないんだべなというふうに、もう何ともならない形でなくて戻せるような、そういうふうな部分での方策や何かはどのように考えているのか、ありましたら教えていただきたいんですが。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 まず、本年の2月末の生活保護の世帯の状況ですが、64世帯74人ほどになっておりますけれども、そのうち高齢者世帯は30世帯、それから障がい者世帯は22世帯です。それから、病気で入院している傷病者の世帯が10世帯です。残りがいわゆるその他の2世帯ですが、この方々で就労している方が1世帯、あとその他のお一人についてはなかなかそこまでにはいないという状況です。

ただ、平成24年の状況で申しあげますと、生活保護の開始ケースが8世帯ありますけれども、廃止が7世帯ということになっておりますので、2月末の状況ですが、やはり委員おっしゃるように就労の機会をなるべく当然するということがあります、私どもで相談ケースのあった中で、今回

の場合ですと年金をもらえるのにもかかわらず本人が手続をしていなかったというケースがありまして、私どもでそれらの手続をして最終的に年金が受給になったケースなどもありますので、就労という部分についてはなかなか今申しあげた世帯ですので、できるだけできる分は当然するようには対応していますが、いわゆる生活保護をめぐる事件といえますか、新聞に出ているようなケースはないというふうに御理解をいただければよろしいかと思えます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 98、99ページの予防接種事業の関係でありますけれども、先日もテレビなどで報道されていましたが、風疹なりおたふく風邪の予防接種を受ける率が非常に低いというふうな、中1・中3の関係ですね。この関係で、寒河江の場合実態がどういうふうになっているんだかと、そいつを聞いて寒河江も低いんだとすれば、25年度にはそいつを上げるための方策などをどういうふう考えているんだか、お聞かせをいただきたいです。

○内藤 明委員長 那須健康福祉課長。

○那須吉雄健康福祉課長 数字的にはあれですが、私どものほうの予防接種事業について、特段低いという状況にはないということで御理解いただきたいと思えます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページ数では160、161ページになりますが、10款の2項小学校費の1目学校管理費の中でありまして、ちょっと私も気になってというか、気持ちの中で大変心配していた部分があるものですからお聞きしたいんですが、この15節の工事請負費986万5,000円計上されておりますけれども、どこの学校でどういう工事をなされるのか、その内容を教えてください。

○内藤 明委員長 工藤学校教育課長。

○工藤恒雄学校教育課長 学校施設につきましては、非常に年数のたつておる施設ばかりということで、いろいろな箇所です都合が生じております。そういった全般的なものがたくさんあるんですが、その中から緊急性・安全性、そういった面を考慮しながら順に手をつけているというのが実態でございます。実際、完全な手だてをするにはもう少し予算が必要な部分もございまして、まずこのい

ただいた予算の中で先ほど申しました緊急性、安全性、そういったものを配慮しながら、順次維持管理をしてまいります。さまざまなものの積み上げでございます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 具体的にどこの学校でどういった工事ということではなくて、この中から必要なものからやっていくというような、そういうような理解でよろしいんですね、今の答弁ですと。そういうふうな理解でよろしいんですか。

じゃあ、そこで質問なんですけど、実は今寒河江中部小学校でトイレの問題が大変大きな問題になっているんですよ、現実には。というのは、学校のトイレが汚いと。臭くて汚くて、学校のトイレを使いたくないというような、子供は非常に素直な感覚なんですね。昨年ある生徒が下校途中でお漏らしをしてしまった、こういう実態があったんだそうです。それに対して、学校のほうの指導としては、そういうときにはすぐ近くの民家に行って、頼んでトイレを貸してもらいなさいと、こういうふうな指導をされておったようです。これは、ごく当然適正な指導の方法だというふうに理解しています。

ところが、そういった指導をうまく利用して、学校のトイレには行かないで下校してしまう。むしろしょっちゅう民家のトイレを借りてやっている、これが常態化しているんですよ。そして、私四、五人の子供に聞いてみたんですが、やっぱりもう学校のトイレには行かない。あその家に行くと喜んで貸してくれる、こういうことなんですよ。子供は非常に素直で、喜んで貸してくれる、これは実際喜んで貸してくれるのかどうかというのはこれは別問題にしても、子供たちはそういうふうに受けとめている。

これは去年から問題になっているんですが、このことに対しては生徒自身はもちろんのこと、保護者のほうからかなり学校のほうへも問い合わせ、あるいはトイレの改修をしてほしいというような要望が寄せられているはずなんですね。学校のほうで配った「保健だより」というのをちょっと持ってきてくれた人がいたんですが、「私は学校では絶対に大便（ウンチ）をしないと決めている」、これが私が先ほど申しあげたような一つの子供たちの、もうそこまで行っている状況なんですね。

したがって、それに対して学校のほうでの指導は、やっぱりマナーをみんなで守りましょうと、そしてみんなできれいにしましょうというふうに指導しているんです。これは、間違いなく教育方針としては適正な正しい教育の方法だと思うんですが、そういうふうな実態で、しかも男の子なんかはもう学校のすぐ近くの民家と民家の間に行って用を足している、立ちションをしている、そういうふうな状況もあります。

それで実は州崎方面の、中部小としては一番地理的には遠い町会からなんですが、六供町公民館に相談があって、法務局のトイレを生徒に貸してもらえないかと、そういうような話をしてほしいという相談があったんだそうです。ところが、公民館のほうでもいろいろ考えた結果、いわゆる役所に子供が入るといのは非常に抵抗があるんじゃないかと。そんなことで、であれば六供町公民館を開放しましょうということで、夕方の3時から5時までの2時間を管理人のいない六供町分館の入り口をあけて、誰でもが入れるような状況に今開放して、便宜を図っているんです。

これは、やっぱり公共の施設ということもあるし、地域の子供たちに対する1つの方法としては、私は公民館でとったその対応の仕方というのは間違っているとは思わないんですが、ただし管理人

のいない公民館を全く無防備な、しかもどこの部屋にも入れるわけですから、冬の寒い時期なんかは子供たちが二、三人で、集団で入って公民館のストーブをつけて、そしてつけっ放しにして忘れて帰ったなどということも、これはあつては困るんですが、やっぱり世の中想像しないことが起きるのが現実ですので、非常に私は防犯上、それから防災上、これは社会問題だなというふうに捉えておったんです。

そういう中で、今のお話を聞きますとというと、この986万5,000円、この中でそういったいろいろな部分を勘案しながらこの予算を使っていきたいというふうなさっきの学校教育課長の答弁でありましたから、ぜひこの中部小学校の実態、これらを捉えていただきたい。

と同時に、ちょっとお聞きしておきたいんですが、この予算が編成されて提案されるまでのいわゆるプロセスなんですが、学校現場からそういった予算要求といいますか、トイレの改修について考えてほしいというような要望があったのかどうか。あつたけれども、教育委員会の中で調整の段階で、これを予算には要求しなかったというものなのか。あるいは、予算要求はしたんだけど、査定段階で削られたのか、その辺の内容、ちょっと流れだけ教えてください。

○内藤 明委員長 工藤学校教育課長。

○工藤恒雄学校教育課長 ただいま貴重な例をお教えいただきまして、ありがとうございます。私どものほうには、今学校のトイレを使いづらいといったそういう話、情報は上がってきておりません。一般的に学校での用足し、特に大便の場合なんかですと一部ちょっと恥ずかしいなんていう、そういう風潮がかつてあつたようでございますが、今は教育的な配慮をしながらやはり健康のために当然なんだというふうな、そういう教えもしておるようでございます。

また、最近子供たちの家庭のトイレが皆洋式化になっておるということで、学校のほとんどが和式のトイレなんですが、用を足しづらい子もふえてきておることは確かなようでございます。そんな観点で、教育委員会としましてはトイレの洋式化については計画的に今進めておりまして、来年度の予算の中でも中部小学校への洋式改造1カ所、予定をしておるところでございます。

ただ、今委員からお話をお聞きしました内容ですと、民家に飛び込んで用を足すということですので、恥ずかしいとかなんとかそういう問題ではないような気がしておりますし、またトイレにつきましては当然学校挙げて清掃に努めておりまして、恐らくそういう実態はないのではないかと私どもは思っておりますが、なお調査をしたいと思えます。

あと、学校の修繕関係でございますが、一応先ほど申しあげましたけれども、我々として修繕すべき箇所を皆リストアップはしております。それに基づきまして予算要求をしておるところでございますが、学校現場のほうからはその予算要求の案をつくる前にきちんと聞き取りをしながら、予算要求に反映をさせておりますので、中部小学校の今の事例につきましてはちょっと想定外でございますので、直ちに調べて対処したいと思えます。

○内藤 明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 やっぱり、今課長からもあつたように、今それぞれの家庭のトイレの環境というのが、非常に昔から見ると変わっているわけですね。最近新築されたいわゆる醍醐小とか、あるいは比較的新しい幸生小学校であるとか、そういうようなところは結構ある意味では現代の生活様式にマッチした設備、施設になっていると思うんですけれども、寒河江中部小学校はその間改修や何かあつたのかどうかちょっと定かではありませんけれども、三十何年もたっている非常に市内でも古

いほうの学校なんですね。

と同時に、約700名という寒河江市でもマンモス校と言える学校なんです。しかも町の中心部にあって、さっきのような現象がある。決して民家のトイレを借りるのが悪いというんではないんです。そういうような指導というのは、これはもうごく当然のことなんですけれども、学校のトイレを使いたくないから、学校から出て近くの民家に飛び込むというのは、私は根本的に解決しないとまずい問題かなど。さっきの公民館の問題もしかりなんです。全く2時間の間、もう子供だけじゃなくてそういった話が「この時間、六供町公民館はあいている」なんていうことになれば、誰でもがそこに入れるというような環境になっていますので、これは非常に社会的にも私は大きな問題だろうと。

全国的に見ても、小学校というかわゆる公立校のトイレの問題は5Kという言葉で呼ばれているんですね。「汚い」「臭い」「暗い」「怖い」「壊れている」、これを5Kという言葉で表現されているようなんですけれども、やっぱりそれにはトイレに行けない症候群、こんな変な名前までつけられているのが今の学校の、これは中部小だけに限らずそういうふうな状況であるということをもまず認識していただきたいし、先ほど申しあげましたような中部小学校の状況をまず真っ先に調査をしていただいて、これは学校から何のそういった話もないということでもちょっと私も驚いたんですが、要望があった、なしにかかわらず、ぜひひとつ私が今申しあげたようなことを踏まえながら、現場のほうを調査していただいてぜひ今年度の予算の中で、夏場になればますます今度気温が上がってくるとにおいもひどくなる時期に入ってきますので、できるだけそちらのほうに意を注いでいただきたいということをお願いをしておきます。

○内藤 明委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 10款の小学校の関係です。というのは、直接というよりも2月18日に市議会に対して市教育委員会から県の特別支援学校の分校の話がありました。そして、その後、高松小学校で関係者への県教委の説明を私も聞かせていただきましたけれども、そうしますという議会にも説明あったように、26年度から分校を開校したいと、高松小学校に小学部ね。そうしたときに、25年度でこれ対応さんなねぐなっていくんだらうなというふうに思いますし、5月中旬に県教委と寒河江市との協定も締結したいというような1つのスケジュールも示されました。

そこで、私は、この前議会の中でも杉沼議員も一般質問で申されておりましたけれども、私も西村山地区に特別支援学校がないという、そして子供たちが遠距離通学をしなければならないということ解消するというのは、非常にいいことだというふうに思っています。ただ、この前説明されたのだという、高松小学校に小学部の分校をつくりたい。そして、大江町のほうに中学部と高校部というふうなことでの分校という話がございました。そうしたときに、私は西郡につくるということは、非常に結構なことだと。そして、高松小学校を選んだ理由なども交通の要衝と。112号と287号が交差をしている。JRの左沢線もあって、高松駅もあるというふうなことから、高松地区を選定をしたというふうなことは、極めて妥当だというふうに思います。小学校というふうなことで、高松地区という場所としては極めて妥当だなというふうに思うんです。

ただ、そのときに地元の学校関係者などからも、保護者などからも出たのは、「わかるけれどもなぜ高松小学校なんだべ。いろいろな心配がある。安全だというふうに言われても、すぐは具体的に安全が担保されていることはどうなんだ。あるいは、みんなから理解をしてもらうためには、一

定の時間も必要なんでないか」というふうなことが出されました。

そうしたときに、私がお尋ねしたいのは今どういう状況になっているのか。この前説明した以降もあるわけでありますので、どういう状況になっているのかということと、あと高松小学校に特別支援学校の小学部を一緒にするというふうなことが、県の話だと小・中・高の一体的なものが望ましいというふうなことからして、過渡的などうか暫定的などうか、そういうふうな形で当面5年間で、そして5年たつと見直しをするというのがこの前議会でも答弁されているわけでありますけれども。

そうしたときに一体化というふうになった場合には、今の中学校、高校のところにも小学部が行って一体化するという1つの方法もあると思います、方法論としてね。あるいは、高松小学校に小学部を設置をすれば、中学・高校かこっちに来て、そこにするという方法もあるだろうし。あと、小学校、中学、高校の部分は新たな場所にするというふうなこともあるだろうし、そういうふうな意味ではどのように市教委として考えているのかと、あと学校は寒河江市の市立高松小学校として設置されているわけですし、県の教育委員会の方針を市教委を通じて議会や地域に説明はわかりますけれども、高松小学校を設置している市長としての考え方はどうなのかなというふうなこともね、市長と今度県教委が協定を結ぶというふうなわけでありますから、その辺の関係はどうなのかなというふうな思いをしています。

私は、高松小学校が固定をしていくというふうなことについては、私は異議があるんです。問題意識を持っています。したがって、そういうふうなことも含めて現状どうなっているのかもお聞かせをまずいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

まず、なぜ高松小学校かと、こういうふうなお話であります、今議員が指摘された地理的条件も当然あるわけですね。あと、私たちは当面、杉沼議員にもお答えしたようにとにかく寒河江市につくってほしいと。その根底には、やっぱり小中一環の新しい学校をつくってほしいということが根底にあって、それは要求して「こういうところもあるんじゃないか」「こういう場所も使えるんじゃないか」という提案をしているわけですが、そういう中でまだ再度県としては5つの地区は全部同じ方式でいきますと。空き校舎、空き教室を活用しますということで、その候補地を出してくださいと。条件は交通の条件がいいこと、耐震性があること、教室が5つ確保できること、いろいろな条件がある。その条件に全て合うのが高松小しかなかったというのが、その答えです。

もう一つは、田代小学校もあることはあるんですが、冬の時期なんか考えても、交通の便からいえば非常になかなか大変だということがあって、分校として条件に合うのが高松小学校というふうなことで、県としては候補地をその中で、幾つかの候補地がほかの市町も出ていましたので、検討した結果、小学校の分校は高松小学校にお願いしたいという県の考えが示されてきたという経過は、この前御説明したとおりであります。

今の状況でありますけれども、議員懇談会で話をし、あとその日に高松地区の区長さん方、川越議員も同席していただきましたけれども、あとPTAの関係者、評議員の皆さんに御説明を、県から来てもらってしていただきました。区長さん方はおおむね了解していただいたのかなという思いです。

ただ、PTAの皆さんからは「余りにも急な話で、オーケーという返事を出すのはすぐはできない」ということでありますので、当然私たちも計画していましたが、ちょうどその2日後に授業参観がありまして、保護者が集まってくるというふうなちょうどいい機会がありましたので、その機会にまず説明をして、理解を願うための説明をしたいということで、私が行って説明をさせて頂きました。議員の皆様にも説明したのと、あと高松小学校の関係者を集めて説明したときに、出た質問をあわせて説明をさせて頂きました。夕方からでしたので、1時間弱くらいの説明で、保護者の皆さんも突然聞いてなかなかすぐ「はい、わかりました」というふうにはできないという状況もありましたし、時間も遅くなりましたので、PTA会長さんが「じゃあ、質問する用紙を全保護者にお渡しして、その質問を寄せてもらったことに対して回答するまた機会を設けましょう」ということで、その次の週に保護者会をまた開きまして、県からも来てもらって寄せられた質問1点1点にお答えをさせて頂きました。

質問の中身は、手続論の問題もありました。「余りにも唐突じゃないか」という手続論もありましたけれども、ほとんどは開くことによってその中でどういうふうに教育が行われていくのかという、その中身の不安に対する質問がほとんどでありました。ですから県の担当者から、自分も勤めた学校の経験も含めて、詳しく説明をさせて頂きました。そのときは、20名ほどの参加者でありましたので、非常に関心のある方の参加だったと思います。たくさん質問も出されました。寄せられた質問とそのとき出された質問と合わせて、1時間半程度の質疑応答ということで話し合いをさせて頂きました。

そして、参加できなかった人もおりますので、ここの話だけで、参加した人だけの話ではだめだということで、その後そのときの様子について全保護者に資料をお渡しをして、こういう質疑応答がありましたというお話をしています。

その後、学校やPTA会長さんに「その後、何か声は寄せられていますか」と、こういうふうにお聞きをしましたら、「何もありません」ということでありました。ただ「何もありません」といっても、いろいろなこれからの過程の中で、やっぱりいろいろな疑問とか心配なことが出てくると思いますので、そのことについてはいつでも私たちは丁寧に対応させて頂きますので、学校や教育委員会、直接PTA会長さんでもいいですから、御意見をお寄せください、お考えをお寄せくださいということを申しあげて、いつも丁寧に対応させて頂きますと。ここで終わりということでなくて、説明はさせて頂いて、御理解を得るようにしたいというふうなことでお話をしたところです。

そして、県のほうには一応そういうことで説明して、完全に理解を得たということではないのかもしれませんが、不安がまだ残っているかもしれないので、これからも機会あれば説明して欲しいということで、県のお話はわかりましたという返事を申しあげたところでもあります。県のほうでも、締結前には地区の人、関係者に説明をしたいという考えを持っているようでもありますので、丁寧な対応を心がけてまいりたいというふうに思っております。

あと、小中高一体化というのは、当然この前も川越議員にもお話しを申しあげましたように、私たちも願うところでもあります。その場所をどうするかということについては、今はまだ高松小学校の小学部をどううまくそこでさせていくのか、平成26年からどう充実して高松小の子供たちにとっても、それからそこに来た障がいのある子供たちにとっても、「ああ、ここで学んでよかった」と

言えるようなそれぞれの教育活動をどうつくり上げていくかということに、まず当面は力を注いでいかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

その後、5年ごとに見直しをしたいという県の考えもありますので、その後今後の方向性としては、将来の方向性としては、できればやっぱり小中一貫の同じ校舎の中で発達段階に応じて学べるような校舎が建ってほしい。地勢的条件からいけば、私たちの寒河江市が最適であろう。ただ、その場所については、この前も杉沼議員にもお答えをしたように、いろいろな関係機関、団体等の調整も必要だろうし、今ここというのはなかなか言えないのではないかなということで、御理解を得ながら進めなきゃいけないというふうに思っているところであります。

寒河江市教育委員会としては、これから国の方向としても「共生社会」というふうなことがよく言われて、障がいのある人も障がいのない人もともに生きる社会をつくっていかなくちゃいけない。その社会の小さな社会が学校の中に出てくるわけでありますので、常に周りに健全な人とそれから障がいのある人がいて、その触れ合いの中で思いやりの心を持って、みんなが生きていけるような社会をつくっていくための一つの学びの場にできればなというふうな思いを持っていますので、教育委員会としてはぜひその充実を図って、うまくスタートできるように保護者の皆さんからも理解を得る努力をしていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○内藤 明委員長 川越委員に申し上げます。予算関連に絞って御質問を、簡潔になさってくださいようお願いをいたします。

川越委員。

○川越孝男委員 今ここまで進んでいるわけで、地域も26年度にスタートしたいというふうなことからすれば、当然そういうふうに協定を結んだ段階で補正予算というふうな形が出てくるんであろうというふうに思いますが、全然寒河江市では、高松小学校に特別支援学校の小学部を併設というか、あそこにつくる場合には、市の予算は全然関係ないという、全て県ですというふうな形になるのか。今のような、これはもちろん行政財産だというふうに思いますが、私そこは専門的にわからないから、県に貸すというふうな形をとるのか、どういう協定をするのかわかりませんが、当然にしてそういう関係の部分があるんでお尋ねをしているんですが、どういうふうな形になっていくのか、予算上もお聞きをしたいんです。

それで、やっぱり先ほどあったように、私は条件つきで賛成なんです。というのは、永久に高松小学校にそれがセットになるというのは問題だというふうに、私は議会にも提案されていますので、問題なんです。というのは、高松小学校は1学年2クラスの形で学校がつくられているんです。今も、当分の間は1クラスで間に合う状況だというふうに、私も受けとめています。しかし、高松地区には夢がある。今のままどんどんどんどん人口や世帯が減っていくという、地域自体の地域の経営が成り立たないというふうなことで、これは前から議会でも提案をしていますけれども、そういう夢がありますので、その地域の夢ができなくなるような、後々にそれが足かせになるようなことはだめだというふうなことなんです。したがって、今回5年間の条件でなくてずっとなるということについては、「ノー」というふうなことなんです。

それから、あと先ほども教育長からありましたけれども、十分地元と協議しながら理解を得て進めていきたい。ぜひそういうふうにやっていただきたいんです。この県が示しているようなスケジュール、5月中に寒河江の市長と県教委で協定を結んでというふうなことは、このスケジュールオ

ンリーでなくて地元の了解、合意を得て進めていくというふうに、協定の当事者である市長にはぜひこのスケジュールオンリーでなくやっていただきたいというふうなことでありますけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○内藤 明委員長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 県教委のほうも未来永劫というふうに、永久というふうに固定化という方向は考えていないという保護者会の説明でもありましたので、状況が変われば当然高松の子供たちの学校が優先されるべきだというふうに私も思っていますので、御理解いただきたい。

それから、予算にかかわってということでもありますので、あ那时的保護者からの要望も、区長さん方からの要望も、子供たちは車で通ってくるわけです。あと、あそこに保育所もあるわけですよ。子供たちの通学路、常に一緒になるんじゃないかというふうなことで、安全上の問題が出されました。あそこを一方通行にすればいいんじゃないかという提案も出ています。それから、特別支援学校の分校が来れば、職員の駐車場もふえてくるんじゃないかという話も出されましたので、もう少し具体化した時点ではそのことを市として、市当局にもお願いしながら、環境整備、安全に対する配慮は当然市としてもしていかなくちゃいけない問題だというふうに思っています。

○内藤 明委員長 ほかに質疑ありませんか。

佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員の要望は要望として、受けとめさせていただきたいと思います。

○内藤 明委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○内藤 明委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

委員会	付託案件
総務文教分科会	議第9号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第17号
厚生分科会	議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第18号

建設経済分科会	議第9号第1表中歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、議第10号、議第11号、議第12号、議第19号
---------	---

散 会 午後1時44分

○内藤 明委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。